

平成 22 年 12 月 20 日

投資家の皆様

カネツ商事株式会社

2011 年からの取引における注意点について

既にご案内いたしました通り、2011 年の年明けの取引より「商品先物取引法」の施行に伴い従来の証拠金制度に代わる「新証拠金制度」の運用が開始されます。また、東京穀物商品取引が従来の板寄せ取引から「ザラバ取引」へ移行すると共に、その取引システムも東京工業品取引所のシステムを利用することとなりました。これらの改革のスタートでお客様にはお取引上の利便性が向上するものと確信いたしますが、導入当初は多少の混乱も想定されます。お客様におかれましては、送付済みの冊子「カネツ商事の新証拠金制度」をご熟読のうえご理解を深めていただくと共に、年末から年明けのお取引につきましては、お客様口座内で十分に余裕を持った預かり状況で、お取引いただきますようお願いいたします。

1. 新証拠金制度

最大の特徴は、従来の追証制度が廃止され、お客様の保有する建玉のリスク度合いによって証拠金が変わることです。証拠金制度上、お客様口座内のお預入金と建玉の状態によっては、年明けのお取引分から早々に不足金が発生する場合も想定されますので、年末から年明けのお客様口座内の資金には十分に余裕を持ってお取引いただきますようお願いいたします。当社の新証拠金制度の詳細については送付済みの冊子をご覧ください。

2. 東京穀物商品取引所の取引手法がザラバ化

現行の東京工業品取引所システムを使用する関係上、成行注文は廃止されMO (Market Order) となりますが、この注文の特性から約定が保証されないために受け渡しを行わない1番限の建玉については、納会日より以前に訪れる指示日（実質上の決済期限日）の午後4時（16：00）までに建玉決済の指示をいただきます。なお、指示がない場合は、当社は同日午後5時（17：00）からの夜間取引でお客様の計算においてその建玉を決済させて頂きます。

とうもろこし、一般大豆、アラビカコーヒー生豆は、当月限納会日の属する月の1日（休業日の場合は順次繰り上げ）となります。*東京穀物商品取引所受託契約準則 附則第5条による。

Non - GMO 大豆、小豆及び粗糖は、当月限納会日の属する月の15日（休業日である場合は順次繰り上げ）となります。

年明け（1月・2月）に訪れる1番限の決済指示日と納会日			
商品名	限 月	新ルール決済指示日	納会日
とうもろこし	3月限	2月1日	2月15日
一般大豆	2月限	2月1日	2月15日
Non - GMO 大豆	2月限	2月15日	2月23日
小豆	1月限	1月14日	1月26日
アラビカコーヒー	1月限	1月4日*	1月17日
粗糖	3月限	1月14日	1月31日

以上